

西郷村の人口及世帯数
(51.7.1現在)

世帯数	2,672(+23)
人口	11,794(+40)
男	5,849(+31)
女	5,945(+9)

()内は前月比



発行日 昭和51年8月1日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所



清流はみんなの願い
川をきれいにしましょう

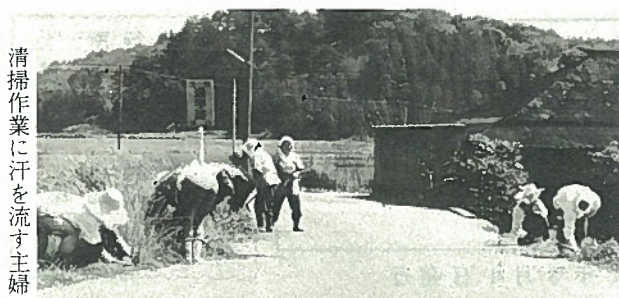
住みよい村づくりは村民一人一人の手で

|| 大成功だった村民総ぐるみ一斉清掃 ||

全国的に川に海にクリーン作戦が展開されていますが、西郷村でも六月二十日「村民総ぐるみ一斉清掃」が実施されました。

今回は阿武隈川、谷津田川、堀川、千歳川、真名子川などの主な河川と側溝の清掃を重点的に行ないました。

特に当村の甲子山に源を発する阿武隈川は西郷村ば



清掃作業に汗を流す主婦

かりでなく、福島県の五市三十三カ町村にわたり、農業、工業、生活用水などに利用されています。

このため各種団体代表による「阿武隈川環境美化協会」が四十八年に結成され各地で阿武隈川をきれいにする運動が進められ、河川美化に努めています。

村内の川は十年ぐらい前までは、魚が住み、夏には泳ぐことも出来たのに、今ではゴミの不法投棄、生活排水などで汚染され、魚は上流に行かなければ見られず、遊泳は不可能な状態になってしまいました。

村ではこのような状態を住民総ぐるみで少しでも改善しようと、一世帯一人参加していただき、炎天下にもかわらず、午前中いっぱいまでかかり、雑草の刈払い、側溝のどぶさらいと汗を流し

ました。明るく清潔な住みよい村づくりを推進して行くには住民一人一人がゴミを捨てない、捨てさせない高い清掃意識を持って始めて豊かな村づくり、住みよくなるのではないのでしょうか。



山のように捨てられたゴミの山

最後にゴミの収集、土砂捨場整理に車、ブルドーザー、バックホーンなど、次の方々に御協力をいただきました。

菊地組・山本組・杉山建設
・県南土建・西郷組・鈴木工務店(南)・大東建設・佐久間組・鍮水砂利(株)

●幸せをくらしにはこぶ澄んだ川

●村から町へリレーでわたそう清い川

●すきとおるみんなの心が川守る

●住民の心をうつす澄んだ

●よごすまいきれいな川は郷土の誇り
●よみがえれ昔なつかしい川に
(阿武隈川環境美化協会募集入選標語より)



離婚後も婚姻中の氏(姓)を名のることが出来ます

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三カ月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。また、この法律施行前

民事家事 調停の相談(無料)

と き 九月十日(午前十時より午後三時まで)

と ころ 白河市中央公民館

土地、建物、金銭の貸し借り、交通事故などによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、婚約、親子関係、扶養、相続などの家庭内の問題で、お困りの方はごさいませんか。

このように日常生活上のいろいろな争いごとや、もめごとを円満に解決するために裁判所の調停という制度があります。

三カ月以内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。

くわしいことは、住民課戸籍係までお尋ねください。

では、調停を申立てるにはどうしたらよいか、調停はどういうふうに行われるか、そしてその結果はどうなるかということについて、実際に調停にたずさわっている調停委員が、ご相談に応じますから、どうぞ遠慮なくお越し下さい。

主催 白河調停協会
後援 福島調停協会
連合会

あなたもわたしも 交通指導員

交通安全総参加運動実施

7月12日～7月31日まで

交通安全村民総参加運動が七月十二日から三十一日までの二十日間にわたり、繰り広げられました。

村内では最近悲惨な交通事故が多発して、警察の取締りや交通安全施設の充実だけでは、これをくい止めることが困難な状況にあります。



白河警察署の調べによると、当村はこの半年間で死者六人、負傷者三十一人。交通違反で検挙されたものは無免許運転二十二二人、速度違反百八十七人、飲酒運転四十一人、その他の違反を合わせると四百五十人かぞえ、村民二十五・八人に一人の割合でなんらかの交通違反を犯していることになっています。

そこで村では行政区長、交通安全協会分会長、交通指導員、交通安全母の会長婦人会と白河警察署などの協力を得て、あなたも、わたしも交通指導員”の標語のもとに村民総ぐるみ交通安全運動を展開しました。この期間中、交通安全について取締られる側

ら取締る側に立場を替えて皆さんで勉強しましょう”というところで村の全世帯から必ず一名参加して、「一日交通指導員」になっていた

だき、自ら街頭に立って交通安全の意識を高め、この成果を日誌に記入し、第二次の村民総ぐるみ運動に役立てることにしています。

県内ドライバー 六十二万人の 署名運動展開

実践事項

わたくしたちの福島県から交通事故をなくすため、次のことを実践します。

一、私は、酒飲み運転を絶対にしません。

一、私は、子ども老人をみたら一時停止するか、徐行するかし、子どもと老人を守ります。

一、私は、スピードをひかえめに「ゆつくり」走ります。

〔福島県交通対策協議会〕

国土調査施行区域の みなさんへお願い

みなさんの地区は、国土調査が実施され、その結果は法務局の登記簿や公図に登録されて今まで以上に正確なものとして、みなさんの土地の権利保全や取引の安全に役立てております。

ところが、国土調査が実施されてから法務局の登記簿や公図に登録されるまでに、かなりの日時を要するため、その間に、国土調査の成果にそわない土地の分割や合併などの登記がなされ、国土調査の成果が登記簿や公図に登録できない土地がところどころにありま

す。それではせっかくの国土調査が生かされず、みなさんの期待にそむくことにもなりますから、当法務局支局では、その部分を改めて調査し、正確な公図とするために七月から十二月までの間、現地におじやまする予定であります。

その際は、土地の所有者の方をはじめ、居住者のみ

なさんにも、なにかとお手数、御めいわくをかけることと思いますが、みなさんの御協力がないと、りっぱな成果を得ることができません。

本作業の趣旨を御理解いただき現地におじやましたときは、よろしく御協力くださるようお願いいたします。

なお、該当する土地の所有者、関係者の方がたにはあらためて文書をさしあげます。

〔福島県地方務局白河支局〕

農業者年金加入の皆様へ

西郷村農業者年金協議会設立について

農業者年金制度が発足して本年で5年に入り、いよいよ農業経営移譲年金の支給がなされることになりましたが、まだまだ制度の内容が農業者の実態に沿わない問題がありますので、全国の市町村が団結して協議会を結成し、政府に制度改正の運動を推進し、農業者の老後の生活安定をはかるため、我が西郷村に於ても4月22日、農業者年金協議会を結成いたしました。役員が加入について相談に参上いたすこととなりますので、よろしく願いたします。

記

西郷村農業者年金協議会役員名簿

会長	(長坂)	鈴木平作	(原中)	真船正吉
副会長	(川谷)	安藤清	(一ノ又)	高橋辰
理事	(熊倉)	仁平義一	(柏野)	和知岩
理事	(下羽)	佐藤秀雄	(虫笠)	原平
理事	(米)	小針敏孝	(追原)	仁平
理事	(上羽)	和知恵二郎	(下折口)	新田健
理事	(鶴生)	添田恭弘	(山下)	新田健
理事	(真船)	真船富永	(折口)	新田健
理事	(上折口)	高崎芳雄	(山下)	新田健
理事	(黒川)	金沢宗一郎	(芝原)	村上七

〔西郷村農業委員会〕

村議会報告

第二回定例会より

六月二十五日から七月十九日までの間、第二回定例会が開かれ、国民健康保険税条例、白河都市計画事業白河西郷土地区画整理事業施行に関する条例の制定など十件が上提され、いずれも慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

◎昭和五十年西郷村簡易水道事業特別会計事故繰越し報告について

三月二十九日の臨時議会において予算議決をした太陽の国の水源用井戸の請負工事が、転石等のため、早期完成不能となりました。自治法の規定により、事故繰越しの収置をいたしこれを五十一年度に繰越しました。

◎専決処分について承認を求める件

事故繰越しの事務手続の際、繰越しする事業費の財源とともに、これを繰越さなければならぬ所、国道四号線拡幅に伴う水道移設のための受託工事収入が事情により、六月になりました。

ため、繰越すべき財源に不足を生ずることとなりました。そのため専決処分により、昭和五十一年度の簡易水道特別会計から繰上充用の処置を取りました。

◎職員の分限に関する条例について

地方公務員法によれば、条例に特別の定めのない限り、禁固以上の刑に処せられれば一〇〇パーセント失職することとなり、余りにも過酷であると思われ、執行猶予者には情状により、失職しないこととすることができるよう、これを条例化しました。

◎西郷村職員定数条例の一部改正について

選挙管理委員会、農業委員会の事務局の定数増をはかりました。

◎西郷村国民健康保険条例の一部改正について

昭和五十一年度の医療費等を確保するため国民健康保険税の税率を改正いたしました。(P5参照)

◎西郷村内保育所に係る保育料の徴収に関する条例の一部改正について

国の負担金の基準の改正にともない、村のD階層に対する特別措置を改正いたしました。

◎白河都市計画事業白河西郷土地区画整理事業施行に関する条例について

東北新幹線新白河駅周辺の土地区画整理事業は、これを實現すべく、地域住民と熱心な協議を重ねている所ですが、これを實現するために、その前提条件といたしまして、土地区画整理法に基づく事業の施行規程の条例が必要のため、今回これを提案しました。

◎西郷村と白河市との白河都市計画事業白河西郷土地区画整理事業に関する事業の委託及び受託に関する協議について

この事業は東北本線の東側と西側に分けて事業実施することとなりますが、東側に一部西郷村の地域があり、又西側に白河市の一部地域がありますため、これを相互に委託及び受託をして事業の実施を図るものとなります。

◎昭和五十一年度西郷村一般会計補正予算

今回九千四百三十三万二千円を追加、総額十四億七千七百三十三万三千円となりました。歳入の主なものは土木費負担金で、九百九十九万九千円計上しましたがこれは電々公社のそれぞれ水道管理費、及び電話ケーブル埋設の舗装復旧工事の負担金です。

次に西一中校舎建設の国庫負担金として、一千二百五十七万円を計上しましたが、これは単価引上による追加分です。又、羽太小屋体建設補助金として、三百五十二万八千円を計上しましたが、これは鉄骨建から鉄筋コンクリート建に構造変更をしたための増加です。

次に農業費の県補助金として、三百四十四万円を計上していますが、これは集団農園事業外各種農業振興事業の追加分を計上しました。又、一般寄付金として三千万円を計上しましたが、これは黒川地区で国道四号線から稗返へ至る村道改良工事を行なうことになりました。

次に西一中校舎建設の国庫負担金として、一千四百五十五万一千円を計上しましたが、これは歳入の方で述べた水道埋設電話ケーブル埋設復旧工事外村道舗装の補修補完の工事費を計上しました。又敷砂利代として、三百十五万円を計上しました。又道路新設改良費として、三千三百万円を計上しましたが、これは熊倉高助線外の補助事業の調整の外、歳入の方で述べた黒川稗返の村道改良舗装の事業費三千万円を計上しました。

次に小学校費で九百三十六万五千円を計上しましたが、これは米小、小田倉小のプール修理、国道四号線拡幅に伴う小田倉小の補償工事、羽太小屋体の構造変更による追加分と整地費です。又、中学校費では西一中の本年度の建築面積を

増加し、併せて暖房工事を加え三千九百三十四万四千円を計上しました。これは歳入の方で国庫負担金と村債が増加するための追加工事です。

◎昭和五十一年度西郷村原中墓地特別会計補正予算

これは節の組替えのみを行ないました。

次に少年自然の家協力工事電話線、電力線の埋設工事のため九十万円を補正しました。

以上トータルして今回、予備費を一千四十七万四千円を減ずることになりましたが、村債その他で、今回数字が明確化しないため計上できない留保財源が見込まれますため、表面上の予備費の減少はそれほど、心配ないものと考えています。

今回二百七十九万一千円を追加しましたが、これは歳入では鶴生地内の村道改良に伴う水道管布設替工事のための一般会計からの繰入金、国立少年自然の家給水工事の村債百四十万円の増加が主なものです。又歳出の方では、歳入に見合え工事費が計上されました。

今回二百七十九万一千円を追加しましたが、これは歳入では鶴生地内の村道改良に伴う水道管布設替工事のための一般会計からの繰入金、国立少年自然の家給水工事の村債百四十万円の増加が主なものです。又歳出の方では、歳入に見合え工事費が計上されました。

今回二百七十九万一千円を追加しましたが、これは歳入では鶴生地内の村道改良に伴う水道管布設替工事のための一般会計からの繰入金、国立少年自然の家給水工事の村債百四十万円の増加が主なものです。又歳出の方では、歳入に見合え工事費が計上されました。

国保税条例一部改正

毎年増え続ける医療費に対処

去る六月二十五日より開かれた第二回定例村議会に国保税条例の一部改正案が上提され、原案通り可決、決定されました。

この改正は昭和五十一年度の国保税を賦課する税率の改正と法の改正により最高税率新旧対象表(表二)

区分	改正後の税率	改正前の税率
所得割	百分の三・三四	百分の三・八五
資産割	百分の三九・六五	百分の五一・六八
均等割	一人当たり七、〇五四円	一人当たり六、二七六円
平等割	一世帯当り 六、六〇〇円	一世帯当り 七、〇一七円

昭和四十七年度までは標準割合(所得割四〇%、資産割一〇%、人員割三五%、世帯数一五%)で課税していたが、昭和四十八年度から五十年年度までの三ヶ年間は、譲渡所得が多く所得の状態が異状だったので、全体の均衡を保つため所得割五〇%、資産割一〇%、人員割三〇%、世帯割一〇%と割合を少し変えて課税してきました。五十一年度においては、所得の状態が大

限度額が十二万円から十五万円に引き上げられたため
の改正です。
課税額で約九%の増税になります。

◇改正された税率は表一のとおりです。

体正常になりましたので標準割合にもどして税率を算定したわけです。

◇国保税はなぜ上げなければならぬか

国保税の引き上げは医療費の増加と密接な関係があります。国保特別会計の歳出総額の九〇%以上は医療費でしめており、医療費の増加がそのまま国保税の増税につながるわけです。

医療費は値上げがなくなると毎年一二〜三%は伸びて

います。これは自然増と云われ医療技術の進歩等により増える分と個人負担が三割だと云うことから医者にからなくても心配ないことにまで医療費を使い、つまり医療費の無駄使いの分がある云われています。

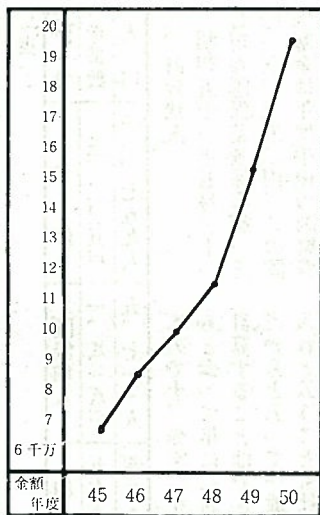
医療費の値上げがあれば当然この自然増の上に乗っかって増えるわけです。

◇医療費はどのように伸びているか

図一でおわかりのように四十八年度までは一四〜二三位の伸びをしめしている

たが、四十九年度は二度にわたる医療費の値上げで一気に三七・四%と急上昇し五十年年度においては、医療費の値上げがなかったにもかかわらず二八・六%の伸びをしめしました。

二八・六%の伸びを老人と老人以外に分けると老人医療で六・三%、老人以外で実に二二・三%も伸びています。年令的に五十才〜六十才代にかけて成人病の患者が多くガン等の特殊疾病が増えているようです。

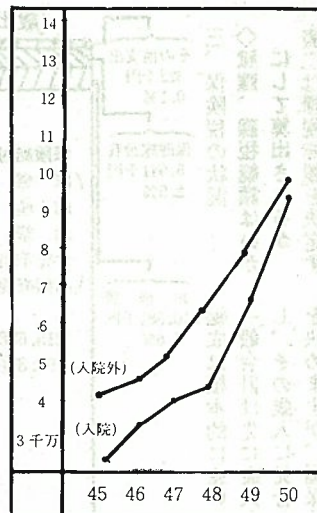


図一 医療費の推移 (図一)

図二は入院と入院外の医療費の推移ですが、四十八年度までは平均して伸びてきたが、四十九年度からは入院が急増し五十年年度ではほとんど同じ額に伸びてしまいました。これにはいろいろの要因があるが、成人病又はガン等で入院される

方が増えていること、高額療養支給制度の発足により入院しても個人負担三万円程度と云うことで、医療機関のサービスもあってその波及が多分に入院医療費を伸ばしているように思われます。

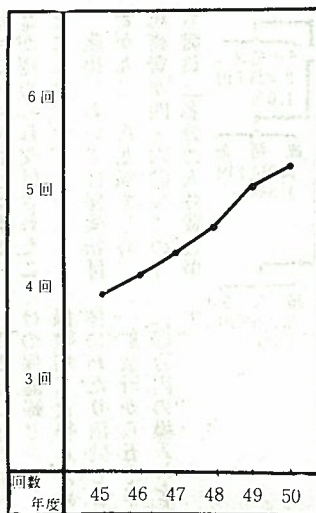
入院・入院外の医療費の推移 (図二)



村が1年間に医者に支払う入院と入院外の医療費です。

図三は医療費のバロメーターとも云われる受診率の推移ですが、四十五年度では三・九回だったものが、

五十年年度では五・二回と毎年一人が医者にかかる回数が増えているわけです。

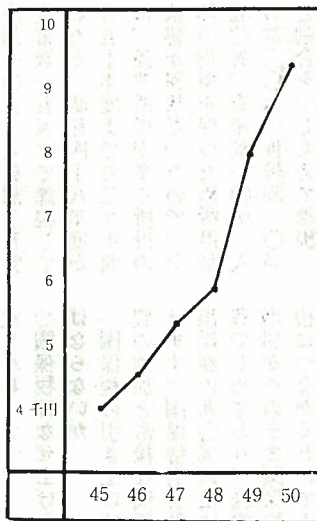


図三 受診率の推移 (図三)

図四は一件当りの費用額の推移ですが、これは一人が一回医者にかかった場合の医療費で、四十五年度では三、八二二円だったものが、五十年年度では九、四一〇円と五ヶ年間で二・五倍近く伸びています。このよ

うに増えるのは自然増と医療費の値上げ、それに受診率の増加つまりみなさんが医者にかかる回数が多くなってきていること等いろいろの要因が重なってぐんぐん医療費を伸ばしています。

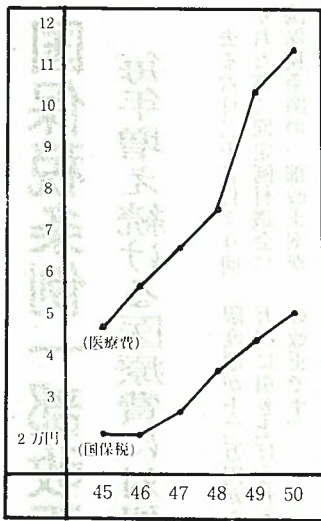
一件当り費用額の推移 (図四)



皆さんが医者に1回かかった場合の平均医療費です。

図五は一世帯当り国保税と医療費の推移を比較したグラフですが、その関連性は、医療費の伸びに比べて国保税が伸びていないことがわかります。医療費の伸びに比べて国保税が伸びていないことがわかります。

一世帯当り国保税と医療費の推移 (図五)



1年間の1世帯平均国保税と平均医療費です。

国民健康保険 事業のあらまし

皆さんが加入している国民健康保険事業は、現在どのような状況になっているか。

一、加入の状況 (昭和五十年六月三十日現在)

区分	全 体	国保加入	加入率
世帯数	三、一三五戸	一、八一八戸	五六・二%
人口	一一、七五九人	五、七二一人	四八・六%

二、財政状況

昭和五十一年五月三十一日現在国保基金保有額一三〇一三、三五二円、この国保基金は年度中途の医療費の値上げ、または流行病の発生等により医療費が急増し支払に支障を生じた場合に使用する積立金であって条例により過去三ヶ年間の医療費をもとに一定の額まで積立てなければならない

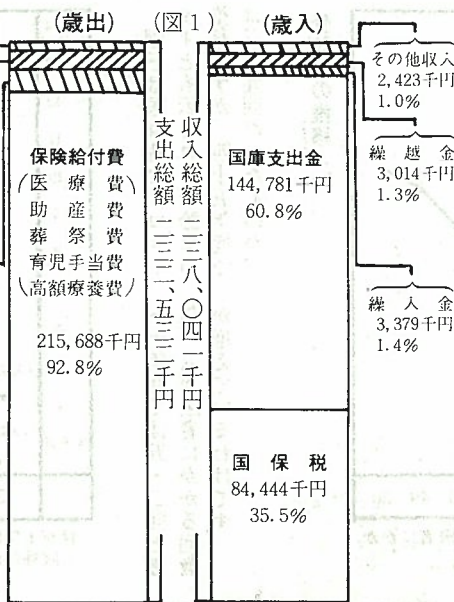
◇昭和五十年最終予算の状況

年 度	歳 入	歳 出
四九	一八、四〇、四六円	一六、三六、〇〇円
五〇(最終予算)	一八、四〇、〇〇円	一七、三三、〇〇円
年 度 差 引	一、〇四、四六円	一、〇三、〇〇円
五〇(最終予算)	予備費 五、五五、〇〇円	

図一の歳入でおわかのように国庫支出金が六〇%、国保税だけが二六・五%は国の補助金でまかなわれ

ているわけですが、昭和四十九年度までは国の補助金のしめる割合が五〇%代でしたが、五十年では六〇%代に伸びて交付されています。これは譲渡所得が急減したため普通調整交付金が予想外に伸びたことと太陽の国があるため特別調整交付金が認められ交付されたことによります。

歳出においては保険給付費が九二・八九%をしめ、総務費が四・六〇%のうち職員三名分の人件費と事務費が二〇万円の繰入れをしています。



三、保険税の状況
賦課、課税総額はいか

編成は根本的に違いますが、一般会計は先に歳入を決定し、その歳入に見合う歳出を決めますが、国保特別会計はその逆で歳出総額を先に決定し、その額から歳入

の国庫支出金、繰入金、滞納繰越徴収見込額、繰越金その他の収入を差引いた残りを国保税として課税するわけです。

(表3)

現年度予算額=支出総額 - (国庫支出金 + 国庫支出金以外の収入)

92,708千円 286,712千円 184,415千円 9,589千円

課税総額 = (現年度予算額 + 減税交付金 + 擬制世帯 + 限度額を超える) × 100 / 98 (収納率見込)

117,955千円 92,708千円 9,993千円 4,298千円 8,596千円

(表4) 税率の決定 (四方式)

区分	税率算定の基礎となった数		税率 A/B
	保険税所要額(A)	課税標準額(B)	
所得割 40%	47,182,000円	村民税課税標準総所得金額より 19万円を差引いた額 1,412,904,000円	3.34 / 100
資産割 10%	11,795,500円	51年度固定資産税額 29,750,300円	39.65 / 100
被保険者均等割 (人員割) 35%	41,284,250円	被保険者数 5,853人	1人当り 7,054人
世帯均等割 (戸数割) 35%	17,693,250円	世帯数 1,843戸	1戸当り 9,600円
100%	117,955,000円	—	—

◇国保税率はいかにして算出されるか
表四でおわかりのように所得割の場合、課税総額(二七、九五千円)に対し四〇%を乗じて所得割所要額(四七、一八二、〇〇〇円)を算出される。

◇低所得者に対する税の軽減について
(六千円)を算出し、その額を村民税課税総所得金額で除して百分の三・三四の税率を算出します。資産割以下同じようにして算出されます。

課税総所得金額が一九万円以下である場合、均等割及び平等割が前年度の均等割及び平等割の一〇分の六

が軽減されます。又家族数(世帯主を除く)に十四万円を乗じた金額に一九万円を加算し、その金額がその世帯の課税総所得金額を上回る場合にも一〇分の四が軽減されます。

この軽減に該当する世帯数は昨年は七一四世帯、本年度は七九一世帯で九・九三三千円が軽減されます。これは全額国の補助金として交付されます。

表五は収納の状況ですが国保税納付組合が結成されている世帯については、収納率九九・七%と百%まで

はいきませんでした。個人納入する世帯に滞納者が多く毎月納入していればそれ程苦しくなく納められるのですが、何ヶ月もたまってしまおうとどうしても金額が大きくなって未納になつてしまうようです。

表五は収納の状況ですが国保税納付組合が結成されている世帯については、収納率九九・七%と百%まで

村民税の場合だと家族数が多いれば扶養控除があるので安くなりますが、国保税は人員割があるので逆に高くなるので容易でないと思えますが、給付を同じく受けるのですから毎月納期内に納入するよう特にお願ひします。

(表五)

年度	調定額	収入額
四九	六二、九六三、五六〇円	六一、七一六、三四〇円
五〇	八五、四八六、九八〇円	八三、七〇七、六二〇円
年度	未収額	収納率
四九	一、二六四、二二〇円	六〇%
五〇	一、七七九、三三〇円	七九%
年度	調定額	収入額
四九	一、二六四、二二〇円	四一、五八七円
五〇	一、七七九、三三〇円	四八、六八一円

四、保険給付の状況

◇国保から受ける給付は次のようになっています。

一般 医療費の七割
乳児(一才未満) 医療費の二割

妊産婦(妊娠五ヶ月以上出生の月まで) 医療費の二割

助産費 四万円
育児手当金 五千円

葬祭費 五千円
高額療養費 自己負担三万

円を超える額

(入院の場合保険診療分のみで保険の対象にならない部屋代差額等は含まれません)

以上の給付は国保加入者全部に適用される同等の権利ですが、給付の裏付けである国保税も又全世帯主に課せられる義務ですので、国保事業が円滑に運営されるよう御協力をお願いします。

文化戦たより

戊辰戦争秘話

森要蔵死す

想い出が消え去るまでそ
うたいした時間は要らない
時は去り行く人々の後姿を
記憶の片隅に追いやり、そ
してついに志却が訪れる。
大竜寺墓地のうっそうと
した杉林の一角に苔むし雑
草に囲まれて立つ小さな個
性のない墓石がある。風化
し始めて無名碑ならんとし
ている石には「会津十三名
・保科旧臣五名」の文字が
かすかに読める。幕末の悲
運の剣士森要蔵らの供養碑
であることに気付くまで多
少の時間がかかる。……

要蔵はお玉ヶ池大千葉道
場の塾頭格で、千葉四天王
の一人に数えられる北辰一
刀流の名人であった。彼は
屈強なだけでなく、奥の
武士らしくあくまでも外
貌は柔和で礼儀正しい人だ
であったという。

安政五年秋、風雲告げる
時代、アサリ河岸の桃井春
蔵道場に当時の有名剣客が
集いわざと力が競われた。
この大試合の決戦は幕末の

この日から十年後、明治
戊辰七月一日、白河城をめ
ぐり官軍、東北軍が白河口
に血生臭い攻防をくりひろ
げていた時のこと、硝煙に
粉れて成人した虎尾（十四
・五才）と白髪が目立ち
はじめた要蔵（五十数才）の
姿が見い出された。

東北軍は白河口の何処の
戦いでも数の上では官軍を
圧倒していたものの、寄せ
集めの大軍には統卒者を欠
き、軍備の点でも官軍の西

この日の戦いは白河口最
後の戦いであった。所々に
硝煙が風にゆらぐころ、そ
こにこの親子の死がいが見
い出された。

この日の戦いの情景を
「龍児坂竜馬と桂小五郎が
対戦し竜馬が勝をおさめた
ことは余りにも有名である
が、準決勝で要蔵は竜馬に
敗れている。二人は大千葉
・小千葉のちがいはあれ同
門でこの時雌雄を決したも
のの互に好感を持ち合った
という。後に京で勤皇・佐
幕に分かれ敵対するとは思
いもよらなかつたであろう。
この時、要蔵は利発そうな
四・五才の男の子を連れて
来た。名を虎尾（又は寅雄
）という。

それが、後年の森要蔵と
竜馬にあいさつをした四歳
の坊やであった。

親子は官軍の真直中に斬
りこむと、まるで舞踊のよ
うに美しい剣技をみせたとい
う。

父が危くなると、少年が
駆けより、少年が危くなる
と、父が救った。形影相寄
り、相たすけつつ戦うすが
たに、官軍の指揮官板垣退
助は、しばらく射撃をやめ
させたぐらいいったといわ
れる。

やがて、子が斃れ、父が
その上に折りかさなつて斃

れたとき、戦鼓が鳴り、官
軍が怒濤のようにかばねを
踏みこむに雷神山を占領
した。

西郷に残る伝承ではこの
親子が加わつた戦闘は戸の
内の戦いであり、上羽太立
花家を宿舎にしていたと伝
えられる。

この話は当時の戦の様子
を遠望していた白虎隊の生
き残り山川健次郎男爵によ
り伝えられ、彼は語る度に
涙で声を詰まらせ、時には
号泣したという。

その後、昭和はじめこの
親子の子孫が供養に訪れ、
鈴木市太郎氏案内で大竜寺
の墓碑にまいり、供養碑を
新造することを約し去つて
いったそうだが、以来再来
の報を聞かない。

尚、この森要蔵の孫にあ
たる人が講談社の創立者野
間清治であり、その子恒は
昭和九年の昭和天覧試合で
優勝し不世出の天才剣士と
いわれた。（了）

西郷の中世武士(1)

西郷村の中世武将

白河の西方、那須のふも
とに山里の一群がある。中
世、この村々を根拠に勢を
ほこつた幾人かの武士がい
た。

『白河風土記』古事考
はじめ、中世武士の存在は
かねてから伝承としてはあ
つたものの、決して信憑性
のあるものではなく、年代
をはじめ大半の事象は不可
解のペールの中におわれ
ていた。

その中には極めて古い時
代、諸方よりこの原野に到
り、思い思いに地を切り開
いていた土豪もいれば、結
城の重臣もいる。

これらの人々は近世にい
たり帰農、土豪化し、歴史
の中にその個性を失しな
つていった。

（つづく）

兼題 「更衣」
東仙
更衣母のかたみの身幅かな
更衣裳切れのぞく空の青
周平
畳拭きて足裏すがしき更衣
千代子
那須の山あやめのもす引
きにけり
あや
谷若葉狹まりゆきて怪岐れ
セイ
麦島立ちどまりいる子ども
たち
節子

川柳・俳句

課題「こつそり」秀石選
幾花も咲かせこつそり
退く戰場 栄子
こつそりと話まとめる
昭子
袖の下
こつそりと見たい本音
をはかぬ腹 玲子
こつそりとサンタが運
ぶ枕元
課題「切る」六郎選
言い切つて見たが情性
に流される ユキ子
厳格に育つてしら切る
悲しい瞳 教恵
コップ酒呑んで耐え切
る孤独感 喜代子
軸
關病のまだ生きるらし
爪を切る

郷土史コーナー 西郷村史

第12回

土師器と須恵器

古墳時代には二種の焼物が作られた。土師器と須恵器である。

土師器は通常内黒と呼ばれるもので、弥生式土器の系統をひくものである。須恵器は五世紀ごろ朝鮮から伝えられた技術によって生産されたもので、この時からはじめて土器が窯で焼かれるようになった。

須恵器は陶器の一種で、土師器、他の焼き物に比べて温度が高く、陶土内に含まれる石英質のものが溶解して、灰色のガラス質の光沢を持つ。

須恵器は朝鮮の工人、陶部（すえつくりべ）の手で広められたもので、画一性に富み、硬質で、ろくろを使ってあるために形がととのっており、切り放しの部分に、糸、ヘラのあとが残っている。（ろくろは、土師器の時代から使われるようになった。）

西郷村に古墳時代の遺跡は前記のように非常に希である。

◎土師器出土地

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
関根	火打山	柿の木下	銅屋沢	牛窪	上羽太	村火	茅窪	中原	向原	舞台	作田	遺跡名
熊倉	熊倉	羽太	羽太	羽太	羽太	真船	鶴生	米	米	米	米	大字

◎須恵器出土地

5	4	3	2	1	
牛窪	中原	向原	舞台	作田	遺跡名
羽太	米	米	米	米	大字

古墳時代は交易圏の拡大による生産技術の発達により、めざましい時代となった。

遺跡発見以来、米村遺跡として取り扱われてきた中山南などの米地区の一連

した遺跡はこうした時代からの開発を示しており、歴史の古さと、西郷村の前史時代の一時期の様相をうかがわせている。尚、昭和四十七年の発掘で、ト石と直刃が出土したことも付け加えておく。これはいつものかは不明だが、かなり早い時期に支配者が存在していたことを示しているのかもしれない。（つづく）

金華駅には、鉱石（螢石）を積んだ貨車を二、三輛、機関車の前方に連結して、警戒と運送に備える列車が止まっていた。乗り込んだ私たちは、おおよそ一輛の客席を占める数であった。誰もが久し振りで汽車に乗るのだから、落ちつきのない様子で適宜に席を取ると、悠長な音をたてて列車が動き出した。



江戸の水辺

涙がにじむ……。開け放しの窓枠に寄りかかっていた、移りゆく外側を眺めていた上等兵の患者が、ささやくような声でラバウル小唄の替え歌を口ずさんだ。同席していた私は、その調子に引かれながら聞いてはいたが、そういう哀愁をかみしめるだけの経験も戦歴も持ち合わせていないことに、引け目を感じていた。しかし、蘭谿にいたころを思い出すと、休日午後の午後など、外出酒が彩る変化を、盃を動か

回想録 陸軍衛生兵の思い出 (12) 佐藤兵治

れた。そして、ほろ酔い気嫌の顔をほころばせ、盃を指差したのである。薄手の白い盃には、飴色を帯びた澄んだ酒が美しく見えるのであったが、よく見ると底のあたりに透かし絵のからくりがあり、姑娘（クニーヤン）中国の若い女）が見える。考え込んでいる淋しそうな面差しでもあり、明るさをたたえているようでもあり、黄酒ともいわれる酒が彩る変化を、盃を動か

いろいろな思いを抱えて大勢の病兵と共に警備地から該一刻遠ざかるのであったが、兵隊の仲間とすれば物の数でもない者を、衛生兵であつたせいなのかいとも親切にしてくれた広島方言の兵隊たち。その言葉づかいが耳にのこり、衝動的に起こる帰巢本能を苦しめて目をつむった。

税務署だより

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務は相続人が引継いだ財産の価額から、債務や葬式費用を差し引いた正味の価額を遺産総額といい、この額が基礎控除額を超えた場合に、その超えた部分に相続税がかかります。

間接税のあらまし

私たちは、日常生活においていろいろな税金とかかわりあっています。これらの税金は、その性質や目的などによっていろいろと区分できますが、代表的な税金の間接税があります。間接税は、税金が商品の価格の中に含まれており、実際にそれを負担するのは商品を買った人ですが、納めるのは商品の製造業者や小売業者です。

間接税には、物品税、揮発油税、地方道路税、酒税、砂糖消費税、入場税、トランプ類税などがあり、ちよとご家庭内を見回していた

だいても、テレビや冷蔵庫お酒や砂糖、そのほか自動車やガンリンなどいろいろなものに税金がかかっています。

このほか、▽未成年者控除▽障害者控除▽農地を相続した場合の納税猶予▽死亡退職金、死亡保険金の非課税限度額などの制度があ

りますので、詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ね下さい。

第8回「かんぼ資金」写真コンクール 作品募集中

テーマ 簡保資金の融資施設を課題とした明るい作品。現在工事中の東北縦貫道や東北新幹線も含む。

サイズ、白黒は四ツ切、カラーはスライド35ミリ以上(単写真、組写真はいずれも5点以内)
賞 カラー、白黒それぞれに
推薦一点 郵政大臣賞 賞金五万円、トロフィー
特選二点 簡保保険局長賞 賞金三万円、トロフィー
入選五点 簡保資金研究会理事賞 賞金一万円、楯
佳作二十点 賞品
参加賞 応募者全員に記念品進呈

※詳しくは郵便局の保険窓口か東北郵政局保険部運用課へ
☎ 011-111-5477



夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施中

7月21日～8月20日

スローガン

過労運転と子供の交通事故をなくそう

重点目標

- 過労運転、無謀運転の防止
- こどもと老人の事故防止
- 飲酒運転の防止

全国統一標語

- 運転が示すあなたのお人柄
- 危ないと子をしかるより手を引こう
- とび出す車のあとにまた車

七月の行事報告

- ① 定例町村会、県南農業高度開発推進協議会
- ② 村議会特別委員会
- ③ 交通安全協議会
- ④ 家庭バレーボール、フット大会
- ⑤ 県戸籍事務連合協議会総会
- ⑥ 白河地区水道協議会役員会、西郷白河開発推進協議会、白河地方交通対策協議会
- ⑦ 防火管理者協議会
- ⑧ 白河地区税務協議会 県国民年金福祉協会郡山支部総会
- ⑩ 学級
- ⑪ 家庭バレーボール、フット大会、議長杯決勝
- ⑫ 消防連絡協議会
- ⑬ 病害虫防除協議会
- ⑭ 白河地区安全運転管理者連絡協議会、改良推進員定例会、白河地方振興協議会総会
- ⑮ 村議会特別委員会
- ⑯ 農業者年金説明会、村議会特別委員会
- ⑰ 村議会第二回定例会
- ⑱ 村議会第二回定例会
- ⑲ 家庭バレーボール、壮年ソフトボール郡大会
- ⑳ 野球連盟第一回会長杯開会式
- ㉑ 盆踊り大会打合せ
- ㉒ 県国保連合会総会

懸賞文募集

テーマ：くらしを見い出す

原稿：原稿用紙10枚前後

締切：10月15日

宛先：〒108 東京都港区高輪3-13-22

国民生活センター懸賞募集係

※詳しくは経済課まで。